

法科大学院認証評価に関するQ & A

平成27年4月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

I 総 則

- Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証することか。 . . . 1
- Q 2 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。 . . . 1
- Q 3 認証評価機関として機構が実施する評価の方針を示されたい。 . . . 1
- Q 4 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。 . . . 2
- Q 5 「評価基準」と「基準」との違いについて、説明願いたい。 . . . 2
- Q 6 適格認定に当たって、「各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。」とあるが、満たしていない基準があったとしても、必ずしも評価基準に適合していないと判断されるわけではないということか。 . . . 2
- Q 7 どのような観点から重点基準が設定されているのか。 . . . 2
- Q 8 評価基準に適合しているか否かの判断について、「特に重点基準の判断結果を踏まえて行う」とはどのような意味なのか。 . . . 3
- Q 9 機構において1回目の評価を受けた法科大学院が、2回目の評価も機構において受ける場合、1回目の評価における判断結果が2回目の評価の判断結果に影響するのか。 . . . 3
- Q 10 他の認証評価機関において1回目の評価を受けた法科大学院が、2回目の評価を機構において受ける場合、他の認証評価機関の判断結果が機構における2回目の評価の判断結果に影響するのか。 . . . 3

II 評価の基準

- Q 11 司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。 . . . 5
- Q 12 解釈指針2-1-1-1において、「理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう」とあるが、「完結的に」とはどのような意味か。 . . . 5
- Q 13 解釈指針2-1-1-2において、「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるのか。 . . . 5
- Q 14 解釈指針2-1-1-2における「学修指導」と、基準7-1-1及びその解釈指針における「学習支援」はどのように異なるのか。 . . . 6
- Q 15 基準2-1-2及び2-1-3において、4つの科目区分にわたって授業科目が開設されていることが求められているが、法科大学院のカリキュラムが、4つの科目区分とは異なる区分を設定している場合には、どのように整理すればよいか。 . . . 6
- Q 16 解釈指針2-1-2-1において、「法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法 . . . 6

- 曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目」とあるが、基本分野であれば授業内容が発展的・応用的なものであっても、法律基本科目に当たるのか。
- Q 17 基準 2-1-3 において、授業科目の科目区分が適切でないため、科目区分を変更するよう指摘を受けた場合、それは学生が修得した又は履修している授業科目にも影響を与えるのか。 . . . 7
- Q 18 基準 2-1-5 のただし書において、「法学未修者については、1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目の中から、別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。」とあるが、10 単位に対応する授業科目を、カリキュラム上、あらかじめ定める必要があるのか。 . . . 7
- Q 19 基準 2-1-5 において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目はどのように取り扱えばよいのか。 . . . 7
- Q 20 基準 2-1-5 において、「次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし」とあるが、ここでいう「標準」とはどのような意味か。 . . . 7
- Q 21 基準 2-1-6 (1) アにおいて、「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」とあるが、授業科目の授業内容には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれている必要があるか。 . . . 8
- Q 22 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合、基準を満たしていることとなるのか。 . . . 8
- Q 23 基準 2-1-6 (4) ア、イに掲げる教育内容を授業科目として開設した場合、基準 2-1-6 (2) で求められる 4 単位相当に含まれるのか。 . . . 8
- Q 24 解釈指針 2-1-6-1 において、「実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。」とあるが、具体的にどのような協力をすればよいのか。 . . . 9
- Q 25 基準 3-1-2 においては、法律基本科目について、「50 人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1 においては、「75 人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とある。この規定の趣旨はどのようなものか（標準と許容範囲の差が大きくないか。）。 . . . 9
- Q 26 解釈指針 3-1-2-1 において、「75 人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とあるが、これは 75 人以内であれば、無条件に基準を満たしていると判断されるという意味か。 . . . 9
- Q 27 解釈指針 3-1-2-1 において、「双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置」とあるが、例えばどのような措置が考えられるか。 . . . 10
- Q 28 授業において、過去の司法試験の論文式試験や短答式試験の問題を使 . . . 10

- 用することは一切認められないのか。
- Q 29 基準3-2-1(2)と基準4-1-1(1)において、成績評価の基準について学生への周知が求められているが、どのように異なるのか。 . . . 10
- Q 30 基準3-2-1(3)「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準7-1-1「学習支援の体制が十分に整備されていること」の内容は重複していないか。 . . . 11
- Q 31 解釈指針3-2-1-4の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる」とあるが、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。 . . . 11
- Q 32 解釈指針3-2-1-7において、「集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。」とあるが、具体的にどのような措置が講じられている必要があるのか。 . . . 11
- Q 33 基準3-3-1に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また、最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。 . . . 12
- Q 34 基準3-3-1における履修科目登録単位数の上限36単位(最終学年は、解釈指針3-3-1-3において上限44単位)には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。 . . . 12
- Q 35 解釈指針3-3-1-1において、「各年次(最終年次を除く。)における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。」とあるが、どのような理由であれば、合理的な理由と認められるのか。 . . . 12
- Q 36 解釈指針3-3-1-1において、(1)の「法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目」については、履修登録科目単位数の上限36単位とは別に8単位を限度に履修登録させることができるとあるが、法学未修者2年次において、1年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合にも適用されるのか。 . . . 13
- Q 37 解釈指針3-3-1-1(2)にある「基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」について具体的に説明願いたい。 . . . 13
- Q 38 解釈指針3-3-1-2において、解釈指針3-3-1-1で定める履修科目登録単位数の上限に原級留置となった場合の再履修科目単位数を含めている趣旨について、説明願いたい。 . . . 13
- Q38-2 解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を法学既修者についても適用することは可能か。その場合、法学既修者につ

	いては標準修業年限が3年となり、履修登録可能な単位数は通常の標準修業年限3年の場合と同様に、各年次において36単位、最終年次において44単位となるのか。		
Q38-3	解釈指針3-3-1-1(1)に該当する単位のうち8単位を限度として履修登録可能な単位数の36単位とは別に履修登録させることができるか、解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を採用した場合においても、履修登録可能な単位数の上限とは別に8単位を限度として履修登録させることができるか。	・・・	14
Q 39	基準4-1-1(4)において、「期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。」とあるが、具体的にはどのような配慮がなされている必要があるか。	・・・	15
Q 40	解釈指針4-1-1-2において、「各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され」と定めているが、これは相対評価方式を採らなければならないという意味か。	・・・	15
Q 41	解釈指針4-1-1-3や解釈指針5-1-1-1等、「例えば次の各号に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示された措置をすべて実施しなければならないのか。	・・・	16
Q 42	解釈指針4-1-1-4にある「成績分布に関するデータ」及び「筆記試験における成績評価の基準」とは、具体的にどのような内容をものを指すのか。	・・・	16
Q 43	基準4-1-1(5)において、「再試験」を実施する際の配慮について定めているが、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出ることはあるか。	・・・	16
Q 44	基準4-1-2において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。	・・・	16
Q 45	進級制は、法学未修者・既修者を問わず、すべての年次において採用されている必要があるのか。	・・・	17
Q 46	単位不足で原級留置となった者の再履修を要する授業科目の範囲について、合格した授業科目についてはそのまま単位を認め、不合格となった授業科目についてのみ再履修をさせる制度をとっている法科大学院や、より厳格に、合格した授業科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっている法科大学院があるが、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。	・・・	17
Q 47	解釈指針4-1-2-2及び解釈指針4-2-1-2において、「GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。」とあるが、「効果的に」とは具体的にどのような内容を意味するのか。	・・・	17
Q 48	基準4-2-1の(1)ア、イにおいて、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとあるが、単位の認定に当たっては、どのような点に留意すればよいのか。	・・・	17
Q 49	基準2-1-3において科目区分を変更する必要があると判断され	・・・	18

	た場合、基準4-2-1(2)及び(3)の判断結果に影響が生じるのか。	
Q 50	基準4-2-2において、修了の認定に必要な修得単位数の上限を設定している理由について、説明願いたい。	・・・ 18
Q 51	解釈指針4-3-1-1において、「法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法」とあるが、「適切な方法」とは具体的にどのような方法か。	・・・ 18
Q 52	解釈指針4-3-1-3において、「法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。」とあるが、ただし書きに該当するのはどのような場合か。	・・・ 19
Q 53	解釈指針4-3-1-3において、「法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。」とあるが、法学未修者1年次配当の必修の法律基本科目すべてを履修免除させなければならないのか。また、1年次配当の必修の法律基本科目に限定されるのか。	・・・ 19
Q 54	解釈指針4-3-1-4において、「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。	・・・ 19
Q 55	解釈指針5-1-1-3(2)において、「カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。」とあるが、どのような授業科目が該当するのか、また、どのような機会を確保すればよいのか具体的に説明願いたい。	・・・ 20
Q 56	解釈指針5-1-1-4において、「改善に結びつける取組が適切に実施されていることをいう。」とあるが、「適切に」とはどのようなことか。	・・・ 20
Q 57	解釈指針6-1-3-1(3)について、今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合、自己評価書にはどのように記述すればよいか。	・・・ 20
Q 58	入学者選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文式試験、各種資格試験の合格実績を加点事由としてよいか。	・・・ 21
Q 59	解釈指針6-1-4-2について、入学者選抜の方法として、適性試験の成績を含んだ総合判定方式を採用している法科大学院において、適性試験の結果は入学最低基準点を下回っているが、総合判定の結果、合格点に達している者を合格させた場合、適性試験の成績を適切に利用しているといえるのか。	・・・ 21
Q 60	解釈指針6-1-5-1に規定されている「実務等の経験を有する者」の定義はあるのか。	・・・ 21
Q 61	基準6-2-1の「恒常的」とは、どのくらいか。	・・・ 21
Q 62	基準6-2-2において、「入学者受入において、所定の入学定員と	・・・ 22

乖離しないよう努めていること。」、基準6-2-3において、「在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し」とあるが、具体的にどのような状況を想定しているのか。

- Q 63 基準7-1-1において求められる「学習支援」は、導入ガイダンスや事前学習会など、入学前に実施される「学習支援」も含まれるのか。 . . . 2 2
- Q 64 正課外の補習指導を行うに当たって、特に留意しなければならないことはあるか。 . . . 2 3
- Q 65 解釈指針7-1-1-4の「各種教育補助者」として、事務職員も含まれるのか。 . . . 2 3
- Q 66 基準7-3-1について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準に係る状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。 . . . 2 3
- Q 67 基準及び解釈指針に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。 . . . 2 3
- Q 68 第8章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されるものか。 . . . 2 3
- Q 69 「実・み」の教員数については解釈指針8-2-4-2において上限が定められているが、その上限を超えている場合に、基準を満たさないと判断されるのか。 . . . 2 4
- Q 70 基準8-2-2について、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にそれぞれ専任教員が置かれていればよいということによいか。 . . . 2 4
- Q 71 基準8-2-3における、「教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。 . . . 2 5
- Q 72 解釈指針8-3-1-1の「年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。」とあるが、専任教員の授業負担の上限を設定している理由を説明願いたい。 . . . 2 5
- Q 73 基準8-3-2において、「相当の研究専念期間」を必ず定めていないといけないのか。 . . . 2 5
- Q 74 解釈指針10-1-1-2において、自習室については、「配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。」とあるが、有機的連携が確保されている例として具体的にはどのようなものが考えられるのか。 . . . 2 5
- Q 75 解釈指針10-1-1-6について、教員室とは別に教員が学生と面談できるスペースが必要なのか。 . . . 2 6
- Q 76 基準10-1-1及びその解釈指針における「図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館も該当すると考えてよいか。 . . . 2 6
- Q 77 解釈指針10-1-1-7における「管理に参画し」とはどのような状況を指すのか。 . . . 2 6
- Q 78 基準11-1-1において、「自ら点検及び評価を実施するための適 . . . 2 6

	当な体制が整備され、」とあるが、これは法科大学院独自の体制でなくとも良いか。	
Q 79	解釈指針 1 1-1-1-1 においては、適切な評価項目として、6つの項目が挙げられているが、法科大学院が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するに当たっては、これら6つの項目のみを評価項目として設定すればよいのか。	・・・ 26
Q 80	解釈指針 1 1-1-1-1 において、自己点検及び評価の評価項目として、「修了者の進路及び活動状況」が含まれているが、この項目を自己点検及び評価の対象としているのはなぜか。	・・・ 27
Q 81	基準 1 1-1-2 について、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。また、外部評価と第三者評価とは違うものなのか。	・・・ 27
Q 82	解釈指針 1 1-2-1-1 において公表が求められている「法科大学院の教育活動等に関する重要事項」について、(1)～(11)の事項はすべて公表していなければならないのか。	・・・ 28
Q 83	解釈指針 1 1-2-1-1 において、「法科大学院の教育活動等に関する重要事項」について「毎年度、公表されていること」とあるが、開設してからの毎年度分の情報をすべて公表しなければならないのか。	・・・ 28
Q 84	解釈指針 1 1-2-1-2 において、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料」とあるが、具体的にはどのような資料が該当するか。	・・・ 29
Q 85	基準 1 1-2-2 の「評価の基礎となる情報」とは何か。	・・・ 29

Ⅲ 評価の組織と方法等

Q 86	法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。	・・・ 30
Q 87	評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。	・・・ 30
Q 88	評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。	・・・ 30
Q 89	評価基準に適合していないと判断された場合には、必ず追評価を受けなければならないのか。	・・・ 30
Q 90	評価結果を公表する際には、法科大学院をランク付け公表するのか。	・・・ 30
Q 91	教員組織調査はどのような視点から調査されるのか。	・・・ 31
Q 92	本評価の際に複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に評価の対象となる基準を分けて追評価を受けることは可能か。	・・・ 31
Q 93	追評価の対象となる評価基準は、先の評価実施年度か、それとも、追評価実施年度か。	・・・ 31
Q 94	「法科大学院年次報告書」を提出しなければならない理由を説明願いたい。	・・・ 31
Q 95	「法科大学院年次報告書」とは具体的にどのようなものか。	・・・ 32
Q 96	年次報告書について、適格認定を受けられなかった場合も提出するのか。	・・・ 32

- Q 97 年次報告書を提出した後、重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受け取った場合に、速やかに改善を行わなければ何らかの制裁措置が講じられるのか。また、どのように社会に公表されるのか。 . . . 3 2
- Q 98 次の評価を受けるまでの間提出していた年次報告書について、一度も重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けなかった場合、次の評価では、重点基準については基準を満たしていると判断されるということか。 . . . 3 2

IV 自己評価書の作成

- Q 99 機構の評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。 . . . 3 3
- Q100 評価の申請を行った大学が、提出期限より前に、機構に自己評価書等を仮提出した場合、内容を確認してもらうことは可能か。 . . . 3 3
- Q101 法科大学院の「目的」は、どのくらい具体的に書けばよいのか。 . . . 3 3
- Q102 教員組織調査に係る提出資料について、「資料4 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得た授業科目の概要が分かる資料」とあるが、当該法科大学院に採用される以前に、他の法科大学院において教員審査の結果（判定P可）を得ている場合、資料4を提出する必要があるのか。 . . . 3 3
- Q103 期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。 . . . 3 3
- Q104 自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。 . . . 3 4
- Q105 基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）。
また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。 . . . 3 4
- Q106 自己評価の根拠となる資料・データ等については、本文中に記載又は別添として提出することになっているが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。 . . . 3 4
- Q107 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているが、かなり多くの資料を貼付してもかまわないのか。 . . . 3 5
- Q108 自己評価書の電子媒体を提出する際、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャニングで自己評価書の電子媒体に貼り付けなければならないのか。 . . . 3 5
- Q109 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を貼付する箇所が複数になる場合には、どのように貼付するべきか。 . . . 3 5
- Q110 自己評価書に記述されたすべての取組や活動が、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。 . . . 3 5

V その他

- Q111 評価の検証はどのように行われているのか。 . . . 37
- Q112 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、説明願
いたい。 . . . 37
- Q113 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すれ
ばよいのか。 . . . 37
- Q114 自己評価担当者等に対する研修に、機構に評価の申請を行っていない
法科大学院も参加することができるのか。 . . . 37
- Q115 「自己評価実施要項」において、「専門委員は、国・公・私立大学及
び法曹関係団体等から広く推薦を求め、」とあるが、大学は必ず推薦し
なければならないのか。また、推薦しなかった場合、不利益を受けるこ
とがあるのか。 . . . 37
- Q116 評価部会はどのような構成なのか。 . . . 38
- Q117 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、
研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。 . . . 38
- Q118 評価実施手引書において、機構における基準ごとの分析・調査の際に、
根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活
動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」
になるとあるが、判断保留のまま、評価結果が確定するのか。 . . . 38
- Q119 「自己評価実施要項」の「IV 評価の実施方法」の「(2) 評価方法」
に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認す
ることのできなかつた事項等」とは、具体的にどのような事項を想定し
ているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具
体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定してい
るのか。 . . . 38
- Q120 修了生が訪問調査時の面談に出席するために必要な旅費等の経費は、
各法科大学院が負担するのか。 . . . 39

I 総則

Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証することか。

A 認証評価とは、学校教育法第109条第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を意味しており、認証評価機関が当該法科大学院を認証するという意味ではありません。なお、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第5条第2項に規定されているとおり、認証評価の結果、法科大学院評価基準（認証評価機関が独自に設定する、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの。以下「評価基準」という。）に適合していると認められた場合には、認証評価機関は当該法科大学院に適格認定を与えます。

なお、「評価基準」と「基準」の違いについては、Q5を参照してください。

Q 2 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。

A 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質の保証」とは、認証評価機関として機構が設定する、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めた評価基準に法科大学院の教育活動等の状況が適合しているかどうかを評価することを通じて、各法科大学院の教育活動等の質を保証することを意味しています。

各法科大学院の教育活動等の質は、各法科大学院の教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等（以下「目的」という。）に依拠するものであるため、認証評価（以下「評価」という。）に当たっては、教育活動等に関して各法科大学院が定める目的を踏まえて行います。

Q 3 認証評価機関として機構が実施する評価の方針を示されたい。

A 機構の評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳細は「自己評価実施要項」の第1章「II 評価の基本的な方針」（1ページ）をご覧ください。

Q 4 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。

A 機構の評価は、「我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資すること」を目的として実施することとしています。このため、各法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、各基準を満たしているかどうかの判断に加え、評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）についても明らかにすることとしています。

Q 5 「評価基準」と「基準」との違いについて、説明願いたい。

A 「評価基準」は、「法科大学院評価基準要綱」にあるとおり、「連携法」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

一方、「基準」は、法科大学院の教育活動等の状況が「評価基準」に適合しているか否かの判断を行うために、例えば、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教員組織などの項目について満たすべき要件や講じるべき措置などを具体的に定めたものです。

Q 6 適格認定に当たって、「各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。」とあるが、満たしていない基準があったとしても、必ずしも評価基準に適合していないと判断されるわけではないということか。

A 各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断しますので、満たしていない基準があることをもって、直ちに当該法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していないと判断するわけではありません。満たしていない基準があった場合においても、その状況・程度や、満たしていない基準の数及び当該基準の判断結果を含めたすべての基準の判断結果を総合的に考慮し、当該法科大学院の教育の質に重大な欠陥がないと認められるときは、評価基準に適合していると判断され、適格認定が与えられますが、評価基準に適合しているか否かの判断に当たって、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとしています。この点については、Q8も参照してください。

Q 7 どのような観点から重点基準が設定されているのか。

A 機構は、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日）（以下「特別委員会報告」という。）に基づき改正された「学校教育法第百十条第二項に規定する基

準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）」を踏まえて、入学者の質、修了者の質及び教育体制の確保に関する基準等を重点基準として定めています。

Q 8 評価基準に適合しているか否かの判断について、「特に重点基準の判断結果を踏まえて行う」とはどのような意味なのか。

A 重点基準は、法科大学院教育の質を保証する観点から特に重視される基準であることから、重点基準を満たしていない場合、すべての基準の判断結果を総合的に考慮しても、当該法科大学院の教育の質に重大な欠陥があると判断される可能性が高いと考えられます。

もっとも、重点基準以外の基準についても、法科大学院教育の質を保証するために定められた基準であることに変わりはなく、適格認定に当たっては、重点基準に限らず、すべての基準の判断結果を総合的に考慮した上で、評価基準に適合しているか否かを判断することから、満たしていない基準が重点基準ではない場合であっても適格認定が与えられないことも考えられます。このように、重点基準以外の基準は定められた内容が満たされていなくても適格認定に影響しないというわけではありません。

Q 9 機構において1回目の評価を受けた法科大学院が、2回目の評価も機構において受ける場合、1回目の評価における判断結果が2回目の評価の判断結果に影響するの

A 法科大学院は、学校教育法第九十九条第三項等で定められているとおり、五年以内ごとに評価を受けるものとされています。

また、機構は、各法科大学院からの申請に基づき、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、各法科大学院において作成された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を含む。以下「自己評価書等」という。）に基づいて評価を実施しています。

したがって、2回目の評価においても、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、新たに作成していただいた自己評価書等に基づいて評価を行うこととなり、基本的には1回目の評価における各基準の判断結果は2回目の評価の判断結果に影響しません。

また、機構は、法科大学院を取り巻く状況の変化や特別委員会報告等も踏まえて、平成22年9月に評価基準を改定しており、2回目の評価は改定された評価基準に基づいて実施しますので、法科大学院の教育活動等の状況が変わりがなくても、各基準において1回目と異なる判断結果となる場合もあるほか、各基準の判断結果を総合的に考慮するという点でも、1回目の評価とは異なる場合があります。

Q10 他の認証評価機関において1回目の評価を受けた法科大学院が、2回目の評価を機構において受ける場合、他の認証評価機関の判断結果が機構における2回目の評価の判断結果に影響するの

A Q9にもあるとおり、機構は、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況につい

て、各法科大学院において作成された自己評価書等に基づいて評価を実施していますので、1回目の評価を他の認証評価機関において実施し、2回目の評価を機構において実施する場合においても、評価実施年度の法科大学院の教育活動等の状況について、新たに作成していただいた自己評価書等に基づいて評価を行うこととなります。

また、機構と他の認証評価機関とは評価基準や評価方法等が必ずしも同じではないことや、他の認証評価機関における判断結果が評価実施年度の状況を反映したものではないことから、基本的には他の認証評価機関の判断結果は機構の評価の評価結果に影響しません。

ただし、書面調査において、各法科大学院が評価実施年度に作成する自己評価書等及び機構が独自に収集する資料・データ等の分析に基づいて評価を実施することとしているため、他の認証評価機関における判断結果については、後者の資料・データ等として、評価の際の参考とすることはあり得ます。

Ⅱ 評価の基準

Q11 司法試験の合格状況は、評価においてどのように考慮されるのか。

A 司法試験の合格状況は、基準1-1-2及び基準1-1-1-1を満たしているかどうかを判断する際に、重要な指標の1つとして考慮されることとなります。

特に、基準1-1-1-1及びその解釈指針1-1-1-1-1においては、各法科大学院自らが一定の年数（5年程度が目安と考えています）の範囲における司法試験の合格状況並びに改善方策を含めた自己点検及び評価を実施することを求めています。機構は、その自己点検及び評価の結果について調査・分析を行い、各法科大学院における修了者の進路及び活動状況に関する分析が不十分であると考えられる場合や、改善方策に実効性がないと考えられる場合などについては、これらの基準について改善すべきであるとの指摘を行うことがあります。さらに、これらの基準に違反する程度が著しい場合には、それらの基準を満たさないと判断されることもあり得るものと考えられます。

また、司法試験の合格率については、以下の指標によって判断することとしています。

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、合格率が全国平均の2分の1を下回った場合には、留意事項として指摘をします。
- ② 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘をします。
- ③ 評価実施年度に合格率が2分の1を下回っており、かつ、他の4年間に於いて合格率が2分の1を下回る年度が2回以上あった場合には、是正を求めます。

Q12 解釈指針2-1-1-1において、「理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう」とあるが、「完結的に」とはどのような意味か。

A 法科大学院が法曹養成制度における中核的な教育機関であることにかんがみれば、法科大学院の教育課程は、司法修習を経れば、法曹として必要な質と能力を修得させることができるように編成されている必要があります。

したがって、法科大学院の教育が学部の法学教育を前提とした6年一貫のような法曹養成課程となっていることは適当ではなく、また、例えば、法科大学院の授業科目が法学部と合同で実施されていたり、法学部等での履修状況に応じて、法科大学院の一部授業科目の履修が免除されていたりするような場合などは、学部での法学教育との関係が明確にされておらず、法科大学院の教育課程が完結的に編成されているとはいえないと考えられます。

また、学生に対して、予備校の受講を組織的に支援するなどの取組についても、教育課程における完結性の点で重大な問題があると考えられます。

Q13 解釈指針2-1-1-2において、「多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるのか。

A 法科大学院においては、多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成する観点から、社会人や他学部出身者など、実務において多様な経験を積んだ者や法学を全く学んだこと

のない者であっても、法曹として必要な質と能力を修得できるような教育を実施することが求められています。

そのためには、例えば、法学未修者が法学教育の学習を円滑に進めることができるよう、授業の実施に当たっては、導入的な内容から始め、基本的な考え方を理解させた上で、徐々に授業のレベルを上げていくような授業計画とすることなどが考えられます。

また、社会人など、標準修業年限（3年）で修了することが難しい学生に対応するため、長期履修制度を導入することや、昼間の授業に出席することが難しい学生に対応するため、夜間コースを導入することなどの取組が考えられます。

Q14 解釈指針 2-1-1-2における「学修指導」と、基準 7-1-1 及びその解釈指針における「学習支援」はどのように異なるのか。

A 解釈指針 2-1-1-2における「学修指導」は、学修を行うに当たっての指導を指します。これに対し、基準 7-1-1 及びその解釈指針における「学習支援」は、履修指導、学習相談、各種の助言等を含むものを指します。

Q15 基準 2-1-2 及び 2-1-3 において、4つの科目区分にわたって授業科目が開設されていることが求められているが、法科大学院のカリキュラムが、4つの科目区分とは異なる区分を設定している場合には、どのように整理すればよいか。

A 基準 2-1-2 は、4つの科目区分（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）に当たる授業科目の開設と、その教育内容について定めています。また、基準 2-1-3 は、各授業科目がその教育内容に応じて適切な科目区分に従って開設されていることを求めています。

したがって、法科大学院のカリキュラムが、4つの科目区分とは異なる区分を設定している場合においても、機構の評価の際には、各授業科目について、実質的に4つの科目区分に位置付けられるものであるかぎり、その教育内容に応じて4つの科目区分のいずれかに適切に整理する必要があります。例えば、法科大学院において、「演習科目」という科目区分を設定している場合、個々の授業科目の教育内容に応じて4つの区分に整理してください（例えば、「民法演習1」など法律基本科目の内容を取り扱うものであれば法律基本科目に、「実務刑事訴訟演習」など法律実務基礎科目の内容を取り扱うものであれば法律実務基礎科目に整理してください。）。

Q16 解釈指針 2-1-2-1 において、「法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目」とあるが、基本分野であれば授業内容が発展的・応用的なものであっても、法律基本科目に当たるのか。

A 授業科目が法律基本科目に当たるかどうかは、授業内容が基礎的なものか、発展的・応用的なものかに関わらず、当該授業科目が憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本分野に関するものであるかを基本として、その実質的内容や到達目標等について、シラバス、レジュメ、試験内容などの資料を基に判断されることとなります。

したがって、例えば、「現代契約法」という授業科目が、民法の基本分野である契約法を対象とする場合は、その内容が発展的・応用的な問題を取り扱うものであっても、法律基本科目に当たると判断される可能性があると考えられます。逆に、同じ名称の授業科目が、比較法的な見地から契約法理論の在り方を考えるものなど、民法の解釈理論の枠を超えて、新しい契約法の在り方を探究するような内容である場合には、法律基本科目ではなく、展開・先端科目に当たると判断される可能性があると考えられます。

Q17 基準 2-1-3 において、授業科目の科目区分が適切でないため、科目区分を変更するよう指摘を受けた場合、それは学生が修得した又は履修している授業科目にも影響を与えるのか。

A 学生は、当該法科大学院が定めたカリキュラムに従って、履修登録や単位を修得するものであることから、機構が科目区分について変更の必要性を指摘する場合においても、学生が修得した単位及び履修している授業科目に影響を与えるものではありません。

Q18 基準 2-1-5 のただし書において、「法学未修者については、1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目の中から、別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。」とあるが、10 単位に対応する授業科目を、カリキュラム上、あらかじめ定める必要があるのか。

A 当該基準においては、法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される法律基本科目について、法律基本科目の必修総単位数の上限とは別に 10 単位を限度として必修又は選択必修とすることができるかと定めているに過ぎませんので、具体的にどの授業科目が当該基準のただし書の 10 単位に対応するかを、カリキュラム上、あらかじめ定める必要はありません。

また、当該基準のただし書を適用するに当たっては、法学未修者 1 年次及び 2 年次における法律基本科目の充実を図る趣旨であることを踏まえ、法律基本科目以外の科目を軽視することにならないよう留意するとともに、必修単位数を増加させることによって、学生の自学自習が阻害されることにならないよう配慮することが必要です。

Q19 基準 2-1-5 において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目はどのように取り扱えばよいのか。

A 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系のそれぞれに明確に区分できない授業科目（例えば、公法系と民事系とを融合した内容で構成される授業科目）については、実質的な内容から判断して各系に区分整理することが必要となります。ただし、各系に区分整理することが困難な場合は、法律基本科目の中で、3つの系とは別に整理してください。

Q20 基準 2-1-5 において、「次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし」とあるが、ここでいう「標準」とはどのような意味か。

A 当該基準における「標準」とは、各法科大学院が法律基本科目の必修単位数を定める際に、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提として定められたものです。ただし、法律基本科目の必修単位数の上限については、同基準において別途定められており、また、下限については、基準4-2-1(2)において、修了に必要な修得単位数が設定されていることから、この範囲内で必修単位数を定める必要があります。

Q21 基準2-1-6(1)アにおいて、「法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目」とあるが、授業科目の授業内容には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれている必要があるか。

A 当該基準(1)アにおいて求められている授業科目には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者すべての内容が含まれていることが必要であると考えられます。

したがって、例えば、弁護士倫理のみを授業内容とするだけでは十分ではなく、裁判官及び検察官倫理についても、授業内容に含まれている必要があります。

ただし、一つの授業科目において法曹三者すべての内容を取り扱う必要はなく、複数の必修授業科目に分けて、法曹三者それぞれの内容を取り扱っていても構いません。

Q22 基準2-1-6(4)ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合、基準を満たしていることとなるのか。

A 法情報調査及び法文書作成の指導方法については、独立した授業科目として開設する場合や法律基本科目等の各授業科目の中で指導が行われる場合、また、単位は与えられないが、ガイダンスなどで指導が行われる場合等が考えられますが、いずれの場合についても、すべての学生に対して当該基準(4)ア、イに掲げる教育内容について指導が行われていることが必要です。

したがって、例えば、選択科目として開設し、希望者のみに指導を行っている場合は、基準を満たしていないと考えられます。

Q23 基準2-1-6(4)ア、イに掲げる教育内容を授業科目として開設した場合、基準2-1-6(2)で求められる4単位相当に含まれるのか。

A 当該基準(2)のア～オは例示であって、それに限るものではないことから、法情報調査及び法文書作成について、独立した授業科目として開設されており、その授業内容が「その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容」であり、かつ必修又は選択必修とされているのであれば、当該基準(2)で定める4単位相当に含まれます。

なお、当該基準(4)の内容は、Q22にあるとおり、すべての学生に対して指導が行われていることが必要であることから、選択必修として開設されている場合には、当該授業科目を選択していない学生に対して、他の授業科目の中で指導が行われていることが必要となります。

Q24 解釈指針 2-1-6-1 において、「実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。」とあるが、具体的にどのような協力をすればよいのか。

A 法律実務基礎科目の授業内容を定め、それを実施するに当たっては、実務家教員のみが携わるのではなく、研究者教員との意思疎通が図られることによって、より効果的な教育が実施されると考えられます。解釈指針 2-1-6-1 における協力の在り方として、例えば、実務家教員と研究者教員による共同授業の実施や、授業内容の決定やカリキュラムの作成時における両者の協議などが考えられます。

Q25 基準 3-1-2 においては、法律基本科目について、「50人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1 においては、「75人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とある。この規定の趣旨はどのようなものか（標準と許容範囲の差が大きくないか。）。

A 法律基本科目について、基準 3-1-2 において 50 人を標準とすることを定めているのに対して、解釈指針 3-1-2-1 によれば、75 人を超えていない場合には、原則として標準の範囲外であるとまではいえないこととなりますが、これは、入学者数が入学定員を上回ることや、原級留置者や再履修をする学生が出てくるなどの可能性があることから、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものです。

ここでの「標準」は、基準 2-1-5 における法律基本科目の開設単位数の「標準」とはやや意味が異なり、50 人よりも少ない人数で行われることは、少人数教育の観点から、むしろ原則として望ましいと考えられます（ただし、極端に少ない場合は、履修者相互の多方向的な議論ができるかどうかの観点から、人数が適切かどうかを評価することとなります。）。

なお、法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であることから、具体的な標準人数を挙げることは困難ですが、解釈指針 3-1-1-1 において、すべての授業科目について、基準 3-1-1 に適合する数の学生に対して授業が行われることが求められていることから、法律基本科目以外の科目についても、同時に授業を行う学生が適切な規模に維持されることが求められます。

Q26 解釈指針 3-1-2-1 において、「75人を超えている場合は、原則として、『標準』の範囲内にあるといえない。」とあるが、これは75人以内であれば、無条件に基準を満たしていると判断されるという意味か。

A Q25 にもあるとおり、法律基本科目の受講学生数の標準を 50 人としつつ、75 人まで許容範囲を広げている趣旨は、原級留置者や再履修をする学生が出てくるなどの可能性に配慮するものであることから、75 人以内であれば無条件に基準を満たしていると判断されるものではありません。

法科大学院教育が少人数教育を基本としていることにかんがみ、教育の理念及び目標の達成状況が必ずしも十分ではないにもかかわらず、法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、恒常的に 50 人を相当数上回る状況で授業が行われている場合には、学生数が仮に 75 人以内であったとしても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われ、50 人を標準とする授業と同じ効果が確保されているか否かにつ

いて確認をすることが考えられます。

Q27 解釈指針 3-1-2-1において、「双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置」とあるが、例えばどのような措置が考えられるか。

A 例えば、質問を順番を決めずに行ったり、授業の進行を補助するアシスタント等を配置したり、グループに分けて討論を行わせる時間を設けるなどの工夫により、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施することが可能であると考えられます。

Q28 授業において、過去の司法試験の論文式試験や短答式試験の問題を使用することは一切認められないのか。

A 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が取りまとめた「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」(平成19年12月18日)にも提言されているとおり、新たな法曹養成制度は、旧来の司法試験という「点」のみによる選抜によるのではなく、法科大学院における理論と実務を架橋する法学専門教育と、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備したものであることから、例えば、司法試験での解答の作成方法を修得させようとする技術的指導や問題点の理解を伴わない機械的な暗記を助長する教育など、司法試験対策に偏った教育を法科大学院において実施することは適切ではないと考えられます。

しかし、実際の授業において、法曹として必要な論述能力を涵養するため、各教員が作成した事例問題や過去の司法試験の問題などに基づき論文を作成させ、効果的な添削指導を行うことが、教育上適切かつ必要な場合もあると考えられます。同じく、法曹に必要な基礎的知識が定着できているかを確認するため、授業において、あるいは授業の事前事後の学修において過去の司法試験の短答式問題等を利用することが教育上必要な場合もあると考えられます。

したがって、授業において、司法試験の問題等を利用することが、直ちに司法試験の受験指導に偏重するものであるとは言えず、実際に行われている指導が適切な授業方法であるか否かの判断に当たっては、具体的な実施形態、教育課程全体における位置付けなどとの関連で総合的に判断するべきものであると考えられます。

当機構の評価においても、基準2-1-1及び基準3-2-1において、教育課程の編成及び授業の方法を調査・分析する際には、上記の観点から法科大学院の教育が司法試験の受験指導に偏重していないかどうかを確認することとしています。

Q29 基準 3-2-1 (2) と基準 4-1-1 (1) において、成績評価の基準について学生への周知が求められているが、どのように異なるのか。

A 基準3-2-1 (2) においては、学生が授業科目を履修する際に当該授業科目の詳細をあらかじめ知っておく必要があるため、各授業科目について、どのような考慮要素(筆記試験、レポート、授業への参加態度等)をどの程度評価する(考慮要素の割合)

のかを、あらかじめ学生に周知することが必要であることを定めているのに対し、基準4-1-1(1)においては、法科大学院全体として、成績評価を客観的かつ厳正なものとして行うため、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針を設定し、かつ、各授業科目について、成績評価における考慮要素を何らかの形（履修要項、シラバス等）であらかじめ明確に示すことが必要であることを定めています。

Q30 基準3-2-1(3)「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準7-1-1「学習支援の体制が十分に整備されていること」の内容は重複していないか。

A 基準3-2-1(3)は、各授業科目において授業時間内における学習と授業時間外における学習との連携が適切に図られているかについて定めたものであるのに対し、基準7-1-1は、法科大学院教育全体に関する学習支援体制が十分に整備されているかについて定めたものです。

Q31 解釈指針3-2-1-4の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる」とあるが、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。

A 授業科目によっては、双方向的又は多方向的な討論の程度に差があることは否定できず、その内容を一律に定めることは困難であると考えられます。このため、評価に当たっては、各法科大学院の状況を踏まえ、自己評価書の分析を行うほか、訪問調査において実際に授業を傍聴し、それらの結果を総合的に考慮して、基準を満たしているかどうかを判断することとしています。

また、法科大学院教育においては、単に知識を詰め込むだけの教育から脱却して、創造的な思考力、法的分析能力、法的議論能力等を涵養することが求められており、どのような授業科目であっても、一方的な講義形式、すなわち教員が教壇から一方的に講義を行い、学生は受動的にノートをとることに終始するという授業形式とならないように工夫することが必要であると考えられます。

なお、法学末修者1年次においては、法学の基礎知識の定着とともに、2年次以降の学修の前提となる法的思考力を身につけることが重要であることから、法律基本科目の授業科目については、双方向的又は多方向的な授業方法を基本としながら、必要に応じて講義形式の授業方法を適切に組み合わせるなどの工夫を図っていく必要があると考えています。

Q32 解釈指針3-2-1-7において、「集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。」とあるが、具体的にどのような措置が講じられている必要があるのか。

A 具体的な措置としては、各授業科目の授業時間割や講義日程が、極端に短い期間で実施されたり、同じ日に多数の連続授業を行うようなものとならないように工夫すること、また、複数の集中講義を同時期に履修することにならないように配慮すること、集中講

義の終了後、試験までの期間を適切に確保することなどが考えられます。

Q33 基準3-3-1に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また、最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。

A 原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限は、原級留置となった年次の履修登録科目単位数の上限に従います。これは、最終年次についても同様であり、最終年次において原級留置となった場合の履修登録科目単位数の上限は、解釈指針3-3-1-3により44単位となります。

Q34 基準3-3-1における履修科目登録単位数の上限36単位（最終学年は、解釈指針3-3-1-3において上限44単位）には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。

A 基準3-3-1に定める上限単位数は、原則として、開講時期の如何を問わず、すべて履修科目登録単位数の上限に含めます。

したがって、通常の授業時期以外に開講される集中講義、エクスターンシップやクリニックなどの実習の授業科目、リサーチ・ペーパー等の履修科目登録単位数も含めて上限を36単位とすることを原則としています。

36単位を超える履修科目登録単位数の設定については、Q35も参照してください。

Q35 解釈指針3-3-1-1において、「各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。」とあるが、どのような理由であれば、合理的な理由と認められるのか。

A 当該基準で定めている履修科目登録単位数の上限設定（キャップ制）の趣旨・目的とは、中教審答申にもあるとおり、学生の事前事後の学習を前提とした双方向、多方向的な密度の高い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目の履修を防止することにあります。

したがって、解釈指針3-3-1-1において認められる合理的な理由としては、例えばその超える単位がエクスターンシップやクリニックのように、科目の性質上学生の事前事後の学習に大きな負担とならない実習の授業科目に限定されていることなどが考えられます。

ただし、36単位を超える単位数は必要最小限のものであることが必要であり、その単位数が多くなると、合理的な理由があるとは認められないと考えられます。

なお、最終年次の履修科目上限登録単位数は、例外なく44単位までとなります。

Q36 解釈指針 3-3-1-1 において、(1) の「法学未修者 1 年次及び 2 年次に配当される基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目に当たる授業科目」については、履修登録科目単位数の上限 36 単位とは別に 8 単位を限度に履修登録させることができる」とあるが、法学未修者 2 年次において、1 年次に配当された法律基本科目の授業科目を再履修する場合にも適用されるのか。

A 当該解釈指針 (1) は、平成 26 年 8 月 11 日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について (通知)」において、法学未修者が法律基本科目を重点的に学ぶことを可能とする観点から、法学未修者 1 年次及び 2 年次において法律基本科目を増加させた場合には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成 15 年文部科学省告示第 53 号) 第 7 条において、1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、1 年につき 36 単位が標準とされているところ、44 単位程度まで標準の範囲内であると通知されたことに対応するため設けています。

したがって、進級が認められた場合の再履修科目の単位数については、当該解釈指針 (1) ではなく、解釈指針 3-3-1-2 で定める、「ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4 単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとしてすることができる。」が適用されます。

なお、解釈指針 3-3-1-4 で「いずれの年次においても、44 単位を超える単位数の設定はすることができない」と規定していますので、このことに留意する必要があります。

Q37 解釈指針 3-3-1-1 (2) にある「基準 4-2-1 (1) ウに定める者の認定において、法学未修者 1 年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」について具体的に説明願いたい。

A 前半の「法学未修者 1 年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目」に該当するのは、1 年次配当の必修の法律基本科目であるが、法学既修者認定試験の対象に含まれず、法学既修者が修得したものとみなされる単位数に含まれていない授業科目であるか、又は、法学既修者認定試験において、総合的な法律的な能力の判定を行うことを目的として出題範囲に含まれているが履修免除の対象としておらず、法学既修者が修得したものとみなされる単位数に含まれていない授業科目です。

後半の「法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目」に該当するのは、法学既修者認定試験において、全体として優秀な成績を修め、法学既修者として認定することが有益であると認められる場合において、一部の試験科目 (例えば「商法」) が合格最低点を下回っており、その授業科目 (「商法」) の履修免除が認められず、入学後に履修することが義務づけられる授業科目です。

Q38 解釈指針 3-3-1-2 において、解釈指針 3-3-1-1 で定める履修科目登録単位数の上限に原級留置となった場合の再履修科目単位数を含めている趣旨について、説明願いたい。

A キャップ制の趣旨（Q35参照）からすれば、再履修科目単位数についても、あらかじめ十分な事前事後の学習を行うことが必要であると考えられることから、履修科目登録単位数の上限に含めることが適当と考えています。

したがって、原級留置となった場合においては、再履修科目単位数を履修科目登録単位数の上限に含めることとしています。

ただし、進級が認められた年次において、再履修科目単位数が履修科目登録単位数の上限に含まれることにより、進級が認められた年次（最終年次を除く）に配当される授業科目の履修選択の幅が狭まるのを避けるため、4単位を限度として履修科目登録単位数の上限に算入しないものとすることができます。

なお、最終年次においては、既にそれまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修科目登録単位数の上限を44単位に設定していることから、すべての再履修科目単位数を履修科目登録単位数の上限に含めることとしています。

Q38-2 解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を法学既修者についても適用することは可能か。その場合、法学既修者については標準修業年限が3年となり、履修登録可能な単位数は通常の標準修業年限3年の場合と同様に、各年次において36単位、最終年次において44単位となるのか。

A 3年を超える標準修業年限を定めた場合においても、基準4-2-1（1）ウで規定する法学既修者として在学期間を1年短縮することは可能です。

例えば、標準修業年限を4年とする長期履修制度を定める法科大学院が法学既修者の在学期間を1年短縮することを認め、在学期間を3年とすることが可能となります。この場合、法学既修者として在学期間を1年短縮することが認められるのであり、あくまでも標準修業年限は4年となります。

したがって、各年次における履修登録可能な単位数は、「36を標準修業年限数（この例でいうと4年）で除した数に3を乗じて算出される数の単位」となります。すなわち、 $(36 \div 4) \times 3 = 27$ 単位が履修登録可能な単位数の上限となります。同様に、最終年次における履修登録可能な単位数は、「44を標準修業年限数（この例でいうと4年）で除した数に3を乗じて算出される数の単位」となります。すなわち、 $(44 \div 4) \times 3 = 33$ 単位が履修登録可能な単位数の上限となります。

Q38-3 解釈指針3-3-1-1（1）に該当する単位のうち8単位を限度として履修登録可能な単位数の36単位とは別に履修登録させることができるとあるが、解釈指針3-3-1-5において規定されている長期履修制度を採用した場合においても、履修登録可能な単位数の上限とは別に8単位を限度として履修登録させることができるか。

A 解釈指針3-3-1-1（1）の規定は、平成26年8月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」において、法学未修者が法律基本科目を重点的に学ぶことを可能とする観点から、法学未修者1年次及び2年次において法律基本科目を増加させた場合には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第7条において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については、1年につ

き36単位が標準とされているところ、44単位程度まで標準の範囲内であると通知されたことに対応するため設けています。

しかしながら、3年を超える標準修業年限を定めている場合には、標準修業年限が3年の場合と比較し、履修登録可能な登録単位数の上限が少なくなっていることを考えると、増加させることが可能な単位数を標準修業年限3年の場合と同様、1年次及び2年次に限定することは過大であるとも考えられます。

例えば、標準修業年限を4年とする長期履修制度を定める法科大学院の場合、解釈指針3-3-1-1(1)に規定する8単位を、1年次又は2年次に6単位、3年次に2単位と振り分けることも可能であると考えます。

したがって、長期履修制度を採用している法科大学院において履修登録単位数の上限とは別に解釈指針3-3-1-1(1)に規定する単位を1年次又は2年次のみならず3年次に増加させることも可能となりますが、制度の趣旨を踏まえ、3年次に集中して単位数を増加させることは適切ではありません。

なお、長期履修制度を採用している法科大学院において、1年次にのみ8単位増加させることを否定するものではありません。

Q39 基準4-1-1(4)において、「期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。」とあるが、具体的にはどのような配慮がなされている必要があるか。

A 成績評価が学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われるべきものであるとの観点から、期末試験を実施するに当たっては、試験の方法に応じて様々な配慮が必要であると考えられます。

その中でも、成績評価者の恣意等を避けるため、匿名性を適切に確保することも重要な方法の一つであると考えられます。その方法としては、学生の答案を採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする答案用紙の様式や綴り方の工夫等が考えられます。もっとも、少人数のクラスにおいては匿名性を確保する措置を講じてもその効果が期待できない場合もあるなど、匿名性を確保することが適切な配慮に当たるかどうかは各法科大学院の状況によるものと考えられます。したがって、期末試験の実施方法についての適切な配慮については、各法科大学院の状況を考慮の上、評価することとなります。

また、筆記試験における教科書や参考書、ノートなどの持ち込みを認めることにより、受験者の成績が受験者の学習の成果を的確に反映することができないものとなるような期末試験の実施方法は、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価の観点から適切でないと考えます。

Q40 解釈指針4-1-1-2において、「各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され」と定めているが、これは相対評価方式を採らなければならないという意味か。

A 当該解釈指針において「各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針」の設定が求められていますが、これは、絶対評価方式を採ることを否定するものではありません。

しかし、絶対評価方式を採る場合にあっては、科目間において、また教員間において、

絶対評価の尺度が十分に共有されていることが重要であると考えられます。

Q41 解釈指針4-1-1-3や解釈指針5-1-1-1等、「例えば次の各号に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示された措置をすべて実施しなければならないのか。

A 解釈指針4-1-1-3等にした事項はあくまで例示であり、例示された措置をすべて実施することを求めているものではありません。また、例示以外の措置を排除しているわけでもありません。例えば、解釈指針4-1-1-3であれば、「成績評価の基準に従って成績評価が行われていることを確保する」ことに資するよう例示に準じた措置がとられていることが必要です。

Q42 解釈指針4-1-1-4にある「成績分布に関するデータ」及び「筆記試験における成績評価の基準」とは、具体的にどのような内容のものを指すのか。

A 「成績分布に関するデータ」とは、成績の各ランクに学生が何人存在しているか、又はその割合を示すデータを指します。学生はこのデータを告知されることにより、自分の成績が全体の中でどれくらいの位置にあるかを把握することができます。

「筆記試験における成績評価の基準」とは、筆記試験の答案を採点する際に、どのような点について言及されていれば、得点を与えるのかといった採点のポイントになるものを指します。学生は、この成績評価の基準を確認することにより、自分の答案に何が足りなかったのか把握することができ、試験終了後の学修をより効果的なものにする可以考虑とされます。

Q43 基準4-1-1(5)において、「再試験」を実施する際の配慮について定めているが、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出ることはあるか。

A 機構の評価は、「再試験」制度そのものを否定するものではなく、「再試験」制度の有無によって、評価に差が出ることはありません。

ただし、当該基準において、厳正で客観的な成績評価が行われていることを求めていることから、「再試験」が実施されている場合にも、当該基準(5)にあるように、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていることが必要となります。

したがって、「再試験」の実施が本試験における成績不良者の救済措置となっていると認められる場合には、厳正で客観的な成績評価の視点から適切でないと判断されることとなります。

Q44 基準4-1-2において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。

A 進級制以外の方法(例えば、一定の先行する授業科目の単位修得を次の特定の授業科目の履修要件とする方法など)については、それが、どのような内容や程度で実施されるかについて、法科大学院によって差異がある可能性が高く、具体的に基準に取り込むこ

とが困難であると思われます。

進級制を採用しない場合には、解釈指針4-1-2-3に従って、その理由を明らかにするとともに、段階的履修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要となります。

Q45 進級制は、法学未修者・既修者を問わず、すべての年次において採用されている必要があるのか。

- A 法学未修者・既修者を問わず、一律にすべての年次において進級制が採用されている必要はありませんが、進級制を採用しない年次については、その理由が明らかにされ、段階的履修を確保するための進級制に代わる措置が講じられている必要があります。
このことは、長期履修制度における各年次についても同様です。

Q46 単位不足で原級留置となった者の再履修を要する授業科目の範囲について、合格した授業科目についてはそのまま単位を認め、不合格となった授業科目についてのみ再履修をさせる制度をとっている法科大学院や、より厳格に、合格した授業科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっている法科大学院があるが、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。

- A 進級制の在り方や、原級留置となった場合に再履修が必要となる授業科目の範囲の具体的な内容については、各法科大学院の教育の理念や目標により多様であると考えられますので、不合格となった授業科目のみを再履修させる制度を採用している場合に、それだけで評価が低くなるわけではありません。

Q47 解釈指針4-1-2-2及び解釈指針4-2-1-2において、「GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。」とあるが、「効果的に」とは具体的にどのような内容を意味するのか。

- A 厳格な成績評価を徹底するため、一部の成績区分への偏りが生じないように、適切な成績分布の確保が必要であり、それを前提として、GPA制度を導入することが望ましいと考えられます。
当該指針において、「効果的に」とあるのは、GPA制度の運用に当たっては、それが形式的な導入にとどまり、厳格な成績評価による単位認定に基づいた進級判定・修了認定の機能を十分に果たさないという事態に陥らないように運用されるべきであるという趣旨です。

Q48 基準4-2-1の(1)ア、イにおいて、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとあるが、単位の認定に当たっては、どのような点に留意すればよいのか。

- A 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院に

おける単位を認定するに当たっては、例えば、対象となる授業科目の内容がわかるもの（シラバスやレジュメ等の配付物など）や学生の成績などを基に、委員会や教授会等において審査・決定するなどによって、①当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、②厳正で客観的な成績評価が行われていること、に留意する必要があると考えられます。

Q49 基準2-1-3において科目区分を変更する必要があると判断された場合、基準4-2-1(2)及び(3)の判断結果に影響が生じるのか。

A 基準2-1-3において、科目区分を変更する必要があると判断された場合、基準4-2-1(2)及び(3)の判断は、変更後の科目区分によって行います。

例えば、修了要件単位数を93単位に設定し、法律基本科目以外の科目について、その3分の1(31単位)を超える33単位を開設しており、そのうちの展開・先端科目について、14単位を開設している法科大学院において、基準2-1-3において、展開・先端科目の授業科目のうち、4単位分を法律基本科目に区分変更する必要があると判断した場合には、展開・先端科目を10単位とし、法律基本科目以外の科目を29単位として、基準4-2-1(2)及び(3)を判断することとなります。

この場合、基準4-2-1(2)及び(3)、さらに基準2-1-8に定める単位数について、構造的に満たすことができないため、当該基準を満たさないと判断することとなります。

なお、基準2-1-5、基準2-1-6、基準2-1-7についても、変更後の科目区分によって判断することとなります。

Q50 基準4-2-2において、修了の認定に必要な修得単位数の上限を設定している理由について、説明願いたい。

A 修了認定に必要な修得単位数の上限は、修了認定において過剰な単位数の修得を学生に課すことにより、在学期間全体を通して学生の学習に対する負担が過大になることを防ぐために設定しています。

Q51 解釈指針4-3-1-1において、「法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法」とあるが、「適切な方法」とは具体的にどのような方法か。

A 法律科目試験の試験方法については、択一試験や論文試験などが考えられますが、特別委員会報告において、「法律基本科目のうち、少なくとも憲法、民法、刑法については、論文試験を課すことにより、法的な文書作成能力を評価することが求められる」と提言されていることを踏まえ、少なくとも試験科目のうち、憲法、民法、刑法については、法学既修者として十分な論述能力を備えているか否かを判定することができる試験方法である必要があります。

したがって、例えば、すべての試験科目において、択一試験のみで試験を実施するなど、論述能力を十分に判定することができない形式の出題は適切でないと考えられます。

また、出題の形式を問わず、法律科目試験の問題の質・量が、法学既修者として認定するのに十分とはいえない場合にも、そのような出題は適切ではないと考えられます。

Q52 解釈指針4-3-1-3において、「法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。」とあるが、ただし書きに該当するのはどのような場合か。

A 例えば、法学既修者認定試験において、一部の科目においてのみ合格点に達することができなかったが、全体としては優秀な成績を修めている者について、当該不合格科目の履修を義務づけた上で法学既修者として認定する場合が考えられます。

なお、履修免除されなかった科目を入学後に履修するに当たっては、解釈指針3-3-1-1(2)において、履修登録可能な単位数の上限36単位とは別に履修登録させることができると定めています。

Q53 解釈指針4-3-1-3において、「法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。」とあるが、法学未修者1年次配当の必修の法律基本科目すべてを履修免除させなければならないのか。また、1年次配当の必修の法律基本科目に限定されるのか。

A 履修免除となる科目については、原則として法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべてが対象ですが、2年次以降に履修することを前提に、法律科目試験の出題範囲に含めず、履修免除を行わないという方法を取ることも可能です。

また、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目であり、かつ、基準4-2-1(1)ウに規定する単位数の範囲内であれば、2年次配当の単位の履修免除を否定するものではありません。

例えば、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法を対象とする法律科目試験を実施している法科大学院が、1年次に憲法(4単位)、民法(12単位)、商法(2単位)、民事訴訟法(2単位)、刑法(4単位)、刑事訴訟法(2単位)の6科目計26単位を配当し、2年次に行政法(4単位)を配当している場合に、1年次の26単位と2年次の行政法(4単位)をあわせて計30単位について履修免除することが考えられます。

なお、ここでいう「一括して免除する方法」とは、履修免除の対象となる科目に係る法律科目試験を一度に課し、法学既修者認定試験における合格者にその履修免除の対象となる科目すべての単位を修得したものとみなすような方法を示しています。

したがって、法学既修者認定試験において合格者を決定した後に、一部の科目に係る試験を行い、試験合格者に当該科目の履修を個別に免除させることや、法学既修者認定試験において、「単位認定試験」のように科目ごとに合否を決定し、科目ごとに履修の免除を行うことは、「一括して免除する方法」には該当しません。

Q54 解釈指針4-3-1-4において、「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。

A 公平を保つことができるような措置の具体例として、例えば、入学者選抜試験を行う法科大学院を置く大学の法学部で比較的最近出題された問題と同一又は類似の問題を出題しないことや、試験問題の出題者の学部授業を履修していた者が有利となるような、出題者の個性を強く反映した問題を出題しないこと、などが考えられます。

Q55 解釈指針5-1-1-3(2)において、「カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。」とあるが、どのような授業科目が該当するのか、また、どのような機会を確保すればよいのか具体的に説明願いたい。

A 該当する授業科目については、法科大学院の教育の理念及び目標や授業科目の内容によって異なるものと考えられますが、特別委員会報告において、「法律実務基礎教育においては、法律基本科目の学修と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。」と提言されていることから、特に、法律実務基礎科目については連携の必要性が高いと考えられます。この場合、相互に連携する機会については、共同授業の実施や授業内容の決定などが考えられます(Q24参照)。

また、同一の授業科目を異なる教員が担当する場合には、その授業内容について担当教員の間で相互調整を図る機会を設けたり、あるいは試験の出題や採点に際しても協議を行うことなども必要になると考えられます。

Q56 解釈指針5-1-1-4において、「改善に結びつける取組が適切に実施されていることをいう。」とあるが、「適切に」とはどのようなことか。

A 当該解釈指針において、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究については、単にそのような機会を設けるだけでなく、研修及び研究の成果を組織的に教育内容及び方法の改善に結びつけていく取組を継続的に実施していることが求められます。例えば、授業アンケートを実施した場合にも、その利用の仕方を単に各教員に委ねるのではなく、法科大学院として組織的に、得られた情報を収集管理し、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定した上で、授業科目の内容・方法の改善のための取組を行うことが必要であり、このような取組が行われていなければ、「適切に」実施しているとは言えないと考えられます。

Q57 解釈指針6-1-3-1(3)について、今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合、自己評価書にはどのように記述すればよいか。

A 今までに、身体に障害のある者による入学者選抜試験の受験希望がない場合であっても、仮に身体に障害のある者が入学を希望した場合に、等しく受験の機会を確保していることが分かるよう記述するとともに、現段階で実施可能な、受験上の措置や組織的対応及び今後の計画について記述してください。

Q58 入学者選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文式試験、各種資格試験の合格実績を加点事由としてよいのか。

A 中教審答申では、法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない、とされています。

したがって、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の客観的到達度を測ることが可能である旧司法試験短答式試験及び論文式試験、法学検定試験などの結果を加点事由とすることは、法学以外の多様なバックグラウンドを有する者よりも、法学の知識を有する者をより有利に扱うことになり、「多様性」の確保の観点からも、受験者の公平を確保する観点からも適切でないと考えられます。

Q59 解釈指針6-1-4-2について、入学者選抜の方法として、適性試験の成績を含んだ総合判定方式を採用している法科大学院において、適性試験の結果は入学最低基準点を下回っているが、総合判定の結果、合格点に達している者を合格させた場合、適性試験の成績を適切に利用しているといえるのか。

A 特別委員会報告において、適性試験は、法科大学院入学時に高度専門職業人として備えるべき不可欠の資質・能力を測るものであるため、法科大学院の入学者選抜においては、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められています。

また、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、適性試験実施機関において、入学最低基準点を設定する必要があるとされているため、総合判定方式を採用している場合も、このことを十分に認識した上で、入学者選抜を実施する必要があると考えられます。

したがって、各法科大学院において、原則として、入学者選抜の合格者には、適性試験の結果が入学最低基準点に満たない者が含まれないような採点基準を設ける必要があると考えられます。

なお、適性試験の結果が入学最低基準点に満たない学生を入学させている場合には、その学生に法科大学院における履修の前提として必要な能力が備わっていると判断した根拠について説明を求めた上で、その根拠が合理的なものであるか否かなどを確認することがあります。

Q60 解釈指針6-1-5-1に規定されている「実務等の経験を有する者」の定義はあるのか。

A 文部科学省大学設置・学校法人審議会の設置審査においても、一般的に定義はされておらず、各法科大学院の自主的判断にゆだねられています。したがって、当該解釈指針においても一般的な定義を行っていません。評価に当たっては、各法科大学院でどのような定義をしているかを自己評価書に記述してください。

Q61 基準6-2-1の「恒常的」とは、どのくらいか。

A 「恒常的」について、具体的に数字を定めることは難しいと考えていますが、一時的に在籍者が収容定員を上回っていても、何らかの改善措置を講じ、上回った状態が数年

間続いている、というような状態に至っていなければ「恒常的」には該当しないと考えています。

Q62 基準6-2-2において、「入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。」、基準6-2-3において、「在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し」とあるが、具体的にどのような状況を想定しているのか。

A 特別委員会報告によれば、①入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難、②志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難、③修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続（その見直しも含む）、といった状況が見られる法科大学院については、平成22年度から、入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを検討する必要があるとされていることから、今後も各要素を総合的に考慮し、適宜入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組を行う必要があると考えられます。

そこで、当機構では、法科大学院の入学試験競争倍率について、以下のように法科大学院の定員規模に応じて、判断することとしています。

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、競争倍率が2倍を下回った場合には、留意事項として指摘をします。
- ② 評価実施年度に競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において競争倍率が2倍を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘をします。
- ③ 評価実施年度に競争倍率が2倍を下回っており、かつ、他の4年間において競争倍率が2倍を下回る年度が2回以上あった場合には、是正を求めます。

なお、例外的に、法科大学院の定員が30名以下の場合には、上記の「2倍」をそれぞれ「1.6倍」と読み替えるものとしています。

また、法科大学院の定員充足率については、以下の指標によって判断することとしています。

- ① 5年の評価期間中に少なくとも2回、充足率が50%を下回った場合には、留意事項として指摘をします。
- ② 評価実施年度に充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において充足率が50%を下回る年度があった場合には、改善事項として指摘をします。
- ③ 評価実施年度に充足率が50%を下回っており、かつ、他の4年間において充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合には、是正を求めます。

また、基準6-2-2においては、「入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。」と定めていますが、昨今の法科大学院を取り巻く状況にかんがみて、入学者数が入学定員を上回る場合のみならず、下回る場合にも基準を満たすかどうかの問題になると考えられます。

Q63 基準7-1-1において求められる「学習支援」は、導入ガイダンスや事前学習会など、入学前に実施される「学習支援」も含まれるのか。

A 入学前の学習支援も、入学後の課程の履修に専念できるようにするための措置であると考えられるため、当該基準において求められる「学習支援」に含まれます。

Q64 正課外の補習指導を行うに当たって、特に留意しなければならないことはあるか。

A 正課外の補習指導を行うに当たっては、補習指導の内容が司法試験対策に偏ったものにならないよう特に留意する必要があります。

Q28にもあるとおり、法科大学院において、司法試験での解答の作成方法を修得させようとする技術的指導や問題点の理解を伴わない機械的な暗記を助長する教育など、司法試験対策に偏った教育を実施することは適切ではないと考えられます。

このことは、正課外における補習指導等の学習支援についても適用されるものであり、当機構の評価においては、基準7-1-1において、上記の観点から正課外の学習支援が適切に行われているかを確認することとしています。

Q65 解釈指針7-1-1-4の「各種教育補助者」として、事務職員も含まれるのか。

A 当該解釈指針にあるとおり、教育補助者として、チューターやティーチング・アシスタント（TA）、法曹関係者によるアドバイザー等が考えられますが、一般的な事務職員や図書館職員はこれに含まれません。なお、教育補助者の具体的な名称は各法科大学院によって異なることが考えられます。

Q66 基準7-3-1について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準に係る状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。

A 現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合であっても、仮に身体に障害のある学生が入学した場合、又は在籍している学生が身体に障害を負った場合に、現段階で対応し得る施設及び設備、措置や体制の状況、また、これらの今後の整備計画について記述してください。

Q67 基準及び解釈指針に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。

A 「教員」は、非常勤教員を含む法科大学院の全教員を指します。「専任教員」は、法科大学院の専任教員（専任教員及び実務家専任教員）を指します。

なお、いわゆる「みなし専任教員」（以下「実・み」という。）は、本来「専任教員」には含まれませんが、実務に携わる者が専門職大学院の教員となることを促す趣旨から、専門職大学院において必置とされる実務家専任教員の数の3分の2までは、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院の教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であれば、設置基準上必要とされる専任教員の数に算入できる取扱いとしています。

Q68 第8章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されるものか。

A 基準8-2-1、基準8-2-4、基準8-2-5において求める教員数は、現員数をもとに算出されるものではなく、設置基準等において定められている教員数をもとに算出されます。

例えば、入学定員60人の法科大学院の場合、設置基準において必要とされる専任教員数は12人であり、そのうち、実務家専任教員は3人（2割）以上必要とされています。また、実務家専任教員のうち、2人（実務家専任教員の3分の2）以下までは「実・み」の教員を充てることができます。

Q69 「実・み」の教員数については解釈指針8-2-4-2において上限が定められているが、その上限を超えている場合に、基準を満たさないと判断されるのか。

A 「実・み」の教員が、解釈指針で上限とされている人数を超えていた場合においても、基準を満たさないと判断されるわけではありません。

しかし、評価においては、上限を超えた分の教員は、「実・み」の教員として扱われず、兼任教員として扱われることとなり、専任教員として算入することはできません。

その上で、第8章の各基準で求められている専任教員の人数や割合等について分析を行い、その結果、必要な人数や割合等を下回っていると、基準を満たさないと判断されることとなります。

そのため、「実・み」としている教員数が上限を超えている場合には、どの教員を専門職大学院設置基準等法令上の「実・み」としているのかを明らかにする必要があります。

Q70 基準8-2-2について、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）にそれぞれ専任教員が置かれていればよいということでしょうか。

A 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専任教員」をそれぞれの分野に置くことが求められます。

なお、評価においては、①専任教員（専任、実務家専任教員（「実・み」を含む。）、②法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員を対象として、教員の授業科目適合性の調査を実施していますが、この調査において、授業科目の適合性が認められなかった教員については、「当該科目を適切に指導できる専任教員」であるとは言えないため、当該基準及びその解釈指針において求められる専任教員として算入することができなくなります。

また、法律基本科目のように理論的・体系的な性質の強い授業科目において、専ら実務的側面を担当しており、その授業科目を担当するにふさわしい業績を有すると認められない専任教員については、「当該科目を適切に指導できる専任教員」として算入することができません。

なお、共同授業やオムニバス形式で実施される法律基本科目の授業科目について、専ら実務的側面を担当している専任教員が、その担当する部分について授業科目の適合性が認められる場合は、通常の「専任教員」として算入することは可能です。

Q71 基準8-2-3における、「教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。

A 「教育上主要と認められる授業科目」としては、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目や、各法科大学院における教育目的と理念に照らしてカリキュラム上重要と考えられる授業科目などが挙げられます。

なお、「教育上主要と認められる授業科目」のうち必修科目については、その授業科目が細分化され、あるいは同一の授業科目について複数クラスが開講されることがあることを考慮し、そのすべての授業科目が専任教員によって担当されている必要はありませんが、おおむね7割以上は専任教員が授業科目の担当者となっていることが必要です。

対象となる授業科目数の考え方として、複数クラスで開講されている授業科目については、クラス数で計算することとなります。また、オムニバス形式の授業科目については、当該授業科目を担当する教員のうち、専任教員が当該授業科目の内容・実施・成績評価に責任を担っていることを条件に、当該授業科目は専任教員によって担当されている授業科目として取り扱われます。

Q72 解釈指針8-3-1-1の「年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。」とあるが、専任教員の授業負担の上限を設定している理由を説明願いたい。

A 当該解釈指針において、専任教員の授業負担の上限を定めている理由は、法科大学院の教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには、教員一人当たりの授業負担が過大なものにならないようにする必要があると考えられることにあります。また、このような趣旨から、この授業負担には、当該大学の他の研究科、学部の授業負担のみならず、他大学における非常勤講師としての授業負担を含みます。

Q73 基準8-3-2において、「相当の研究専念期間」を必ず定めていなければならないのか。

A 当該基準において、いわゆるサバティカル制度について定めているのは、法科大学院であっても、できる限り研究に専念できる期間を確保することが必要と考えているためです。しかし、サバティカルは、大学の事情によって実現の可能性には差があると思われるので、必ず定めていなくてはならないわけではなく、基準8-3-2も「努めていること」とするにとどめています。また、評価を行う時期の法科大学院を取り巻く状況によって、若干、評価に幅が出てくることも考えられます。

ただし、サバティカル制度について定めていない場合についても、学内の委員会等で検討を行うなど、何らかの対応をしていることが必要です。

Q74 解釈指針10-1-1-2において、自習室については、「配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。」とあるが、有機的連携が確保されている例として具体的にはどのようなものが考えられるのか。

A 例えば、自習室が図書館と同じ建物内にあるなど両者の配置が近接していることや、自習室と図書館との情報面での連携（自習室における蔵書検索を可能とする情報環境の整備等）が図られていることなどが挙げられます。

Q75 解釈指針10-1-1-6について、教員室とは別に教員が学生と面談できるスペースが必要なのか。

A 当該解釈指針は、学生との面談に当たって、その内容によっては、学生のプライバシーに配慮する必要があることから、独立したスペースの確保を求めています。したがって、そのような面談を教員室においても実施することができるのであれば、必ずしも教員室とは別に独立したスペースを設ける必要はありません。

Q76 基準10-1-1及びその解釈指針における「図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館も該当すると考えてよいのか。

A 解釈指針10-1-1-7に定められているとおり、法科大学院専用の図書館ではなくても、「当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況」にあれば、法科大学院の図書館として取り扱います。

Q77 解釈指針10-1-1-7における「管理に参画し」とはどのような状況を指すのか。

A 各施設については、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務に支障なく使用できる状況にあることが求められており、法科大学院の専用でない施設については、例えば、該当施設の管理運営を担っている委員会等に法科大学院若しくは、法科大学院が属する研究科の専任教員が委員として参画し、法科大学院の運営を円滑に進めることができる体制となっていることなどが必要であると考えます。

Q78 基準11-1-1において、「自ら点検及び評価を実施するための適当な体制が整備され、」とあるが、これは法科大学院独自の体制でなくとも良いか。

A 当該基準において求められている体制は、必ずしも法科大学院独自の体制でなければならぬわけではありませんが、全学の体制であっても、法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価を実施できる体制が整備されていることが必要です。

Q79 解釈指針11-1-1-1においては、適切な評価項目として、6つの項目が挙げられているが、法科大学院が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するに当たっては、これら6つの項目のみを評価項目として設定すればよいのか。

A 特別委員会報告において、「入学者の質」、「修了者の質」及び「教育体制の確保」が重要視されていることから、機構の評価では、適切な評価項目として当該解釈指針に定める6つの内容を必ず含むことを求めています。

また、自己点検及び評価については、学校教育法第109条第1項において、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、さらに、評価項目については、学校教育法施行規則第166条において、「大学は、学校教育法109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。」と定められています。

したがって、法科大学院において、自己点検及び評価を実施するに当たっては、当該解釈指針に掲げられている6項目を含めた上で、当該法科大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、適切な項目を設定することが必要となります。

なお、6項目の内容は必ずしもそれぞれ独立した評価項目として設定することを求めているのではなく、これらの内容を含む評価項目を設定することが求められています。

Q80 解釈指針11-1-1-1において、自己点検及び評価の評価項目として、「修了者の進路及び活動状況」が含まれているが、この項目を自己点検及び評価の対象としているのはなぜか。

A 当該解釈指針において、「修了者の進路及び活動状況」を自己点検及び評価の評価項目として挙げているのは、法曹を養成するという法科大学院設置の目的にかんがみれば、法科大学院が、自ら主体的に、修了者の進路及び活動状況を把握した上で自己点検及び評価を実施し、今後に向けてその結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用することが重要であると考えられるからです。

なお、「修了者の進路及び活動状況」に関する情報については、法科大学院において完全には把握できない部分があり得ると考えられますが、その情報の重要性にかんがみ、また、「法科大学院に係る認証評価の見直しに関する留意事項」（平成22年3月12日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）において、「各法科大学院においては可能な限りにおいてその把握に努めることが求められる」とされていることから、可能な限りこれらの情報を把握するような措置を講じ、その上で自己点検及び評価を実施することが必要であると考えられます。

Q81 基準11-1-2について、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。また、外部評価と第三者評価とは違うものなのか。

A 外部評価とは、教育研究等の状況について、各法科大学院の依頼に基づいて学外の評価者によって行われる評価のことを言い、評価者及び評価項目は法科大学院側によって選定されます。

一方、第三者評価は、独立した第三者組織によって選定された評価者及び評価項目等で行われる評価であり、認証評価機関が行う認証評価もこれに当たります（機構が実施

する認証評価も、この第三者評価に当たります。)

このように、外部評価と第三者評価である認証評価は異なる評価の仕組みであることから、当該基準を満たすには、第三者評価とは別に、外部評価を受けるよう努めていることが必要となります。

Q82 解釈指針 11-2-1-1 において公表が求められている「法科大学院の教育活動等に関する重要事項」について、(1)～(11)の事項はすべて公表していなければならないのか。

A 「法科大学院の教育活動等に関する重要事項」については、大学設置基準等において公表が義務づけられている項目が含まれており、また、法科大学院教育への社会的関心が高いこと、法科大学院への入学を希望する者にとって法科大学院を選択するにこれらの情報が不可欠であることなどから、当該解釈指針に掲げた 11 項目はすべて公表することが求められます。

また、特別委員会報告においても積極的な情報の公開が提言されていることから、11 項目については、特別委員会報告で例示されている内容に準じて、より具体的な情報の提供が求められます。

なお、特別委員会報告においても、積極的に提供していく必要があるとされている事項が例示されています。以下に、特別委員会報告における例示を記載しますので、当該解釈指針のうち、該当する項目については、それらも参考にして情報を積極的に公表してください。

該当する解釈指針 11-2-1-1 の項目	特別委員会報告における例示
(6) 入学者選抜	・入学者選抜に関するもの（志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点など）
(8) 教育課程及び教育方法 (9) 成績評価、進級及び課程の修了	・教育内容等に関するもの（カリキュラム、到達目標、進級・修了基準、進級率など）
(4) 教員組織	・教員に関するもの（担当教員の教育研究業績など）
(11) 修了者の進路及び活動状況	・司法試験をはじめとする修了者の進路等に関するもの（修了者数、修了率、司法試験受験者数・合格者数・合格率及び進路など）
(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度	・学生への生活支援に関するもの（奨学金制度など）

Q83 解釈指針 11-2-1-1 において、「法科大学院の教育活動等に関する重要事項」について「毎年度、公表されていること」とあるが、開設してからの毎年度分の情報をすべて公表しなければならないのか。

A 特別委員会報告において、「積極的な情報公開の促進」として、「今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了

者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。」と提言されています。機構としても、法科大学院が当該法科大学院の教育活動等の状況について、積極的に新しい情報を提供することが必要であると考えています。したがって、「法科大学院の教育活動に関する重要事項」については、毎年度、最新の情報が公表されることを求めています。過去の情報については、必要に応じて公表してください。

Q84 解釈指針 1 1-2-1-2 において、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料」とあるが、具体的にはどのような資料が該当するか。

A 当該教員が担当する授業科目について教育上の指導能力を有することを示す資料として、研究者教員であれば、担当授業科目名、最終学歴・学位、職歴、主な研究業績（著書・論文等）などが、実務家教員であれば、担当授業科目名、主に実務に関する経歴や実績、著書などが考えられます。

Q85 基準 1 1-2-2 の「評価の基礎となる情報」とは何か。

A 「評価の基礎となる情報」とは、評価において用いられる資料・データ等の情報全般を指し、解釈指針 1 1-2-2-1 にあるように、当該基準に規定する自己点検及び評価の結果、並びに法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、さらに、評価機関の求めに応じ必要となる資料・データ等も含まれます。これらの情報は、適宜、調査及び収集していただき、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている必要があります。

なお、機構の評価においては、厳格な成績評価が行われているかという観点から期末試験問題及び答案を確認するとともに、答案以外の小テスト、レポート、平常点等についても、それらの割合の合計が成績評価において3割程度以上の考慮要素となっている場合には、必要に応じて、当該資料について提出を求めることもありますので、求めに応じて速やかに提出できるよう保管してください（期末試験問題及び答案等の取扱いについてはQ103を参照）。

Ⅲ 評価の組織と方法等

Q86 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 当該委員会の会議資料は原則として公開しますが、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると委員長が判断した場合には、この限りではありません。

また、議事要旨についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、上記と同様の理由により、公開することができない部分があります。

Q87 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、法科大学院を置く大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施することとしています。そのため、原則として各法科大学院を置く大学の実施希望年度に評価を実施することとしています。

なお、機構の評価事業運営の参考のために、法科大学院を置く大学に、毎年度4月上旬に翌年度以降の申請の有無の意向を照会していますので、ご協力願います。

Q88 評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。

A 評価結果の公表の際は、評価基準に適合しているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠理由、対象法科大学院の特に重要と思われる点についてまとめたものを評価報告書として公表することとしています。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」（38ページ）及び「評価実施手引書」（24ページ）に掲載していますので、参照してください。

Q89 評価基準に適合していないと判断された場合には、必ず追評価を受けなければならないのか。

A 機構の評価を受けるかどうかは、各法科大学院を置く大学の判断で決定することであり、これは追評価に関しても同様です。評価基準に適合していないとの判断を受けたからといって、必ず追評価を受けなければならないわけではありません。

Q90 評価結果を公表する際には、法科大学院をランク付け公表するのか。

A 機構の評価は、あくまでも対象法科大学院の目的を踏まえて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行うものであり、評価を受けた法科大学院をランク付けするものではありません。

なお、具体的な公表内容についてはQ88を参照してください。

Q91 教員組織調査はどのような視点から調査されるのか。

A 教員組織調査は、対象となる教員について、教育者としての資質を調査するのではなく、当該教員が担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているかについて調査を行います。

なお、判断の基準の詳細については機構ウェブサイトに掲載していますので、それを参照してください。

Q92 本評価の際に複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に評価の対象となる基準を分けて追評価を受けることは可能か。

A 本評価において複数の基準を満たしておらず、各基準の判断結果を総合的に考慮して、評価基準に適合していないと判断された場合、追評価では、本評価で満たしていないと判断された基準すべてについて満たしているかどうかの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行います。したがって、評価の対象となる基準を本評価実施年度の翌年度、翌々年度の2カ年度に分けて追評価を受けることはできません。

Q93 追評価の対象となる評価基準は、先の実施年度か、それとも、追評価実施年度か。

A 追評価は、原則として、本評価を実施した年度の評価基準により実施します。

ただし、専門職大学院設置基準やその他の法令の改正など特段の事由がある場合には、必要に応じてそれらを考慮した上で追評価を実施します。

Q94 「法科大学院年次報告書」を提出しなければならない理由を説明願いたい。

A 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価機関は、「当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること」とされています。

このため、機構の認証評価を受けた法科大学院が次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間の法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、機構の評価を受けた法科大学院の重点基準に係る事項に重要な変更があるか否かを把握し、必要に応じ、既に公表した評価結果に当該変更事項を付記するなどの措置を講ずるため、「法科大学院年次報告書」（以下「年次報告書」という。）の様式を用いてその状況について機構に提出を求めるとしています。

Q95 「法科大学院年次報告書」とは具体的にどのようなものか。

A 「年次報告書」は、重点基準に係る状況について記述する様式となっており、具体的には、法科大学院の「教員組織」、「教育課程及び教育方法」、「成績評価及び課程の修了」、「入学者選抜」、「修了者の進路及び活動状況」、「自己点検及び評価」について記入してください。

「年次報告書」の様式については、「法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領」に掲載しているほか、機構のウェブサイトに様式のデータを掲載していますので、利用してください。

Q96 年次報告書について、適格認定を受けられなかった場合も提出するのか。

A Q94のとおり、機構の認証評価を受けた法科大学院について、次の認証評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間の法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、機構の評価を受けたすべての法科大学院は年次報告書を提出することが必要となります。

Q97 年次報告書を提出した後、重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受け取った場合に、速やかに改善を行わなければ何らかの制裁措置が講じられるのか。また、どのように社会に公表されるのか。

A 当該通知は、あくまでも重点基準を満たさない「おそれ」があるとの判断を通知したものであり、改善を行わないことにより制裁措置を講じるというものではありません。

ただし、次の評価の際に、当該基準を満たしていないと判断される可能性が高いことから、速やかに改善を図る必要があると考えられます。

また、「重点基準を満たさないおそれがある」旨そのものは公表しませんが、その判断に至った根拠となる教育課程又は教員組織に係る重要な変更については、既に公表した評価の結果に変更内容を付記することとなります。

Q98 次の評価を受けるまでの間提出していた年次報告書について、一度も重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けなかった場合、次の評価では、重点基準については基準を満たしていると判断されるということか。

A 評価は、評価実施前年度までに提出された年次報告書の内容に関わらず、また、年次報告書に記載された範囲に限らず、基準及び解釈指針に関わる評価実施年度の教育活動等の状況を対象に調査を行うことから、次の評価を受けるまでの間に提出していただいた年次報告書において重点基準を満たさないおそれがある旨の通知を受けていなかったからといって、必ずしも次の評価においてすべての重点基準を満たしているという判断がなされるわけではありません。

IV 自己評価書の作成

Q99 機構の評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 機構の評価を受けようとする法科大学院は、評価実施年度の6月末までに自己評価書等を提出していただくこととしていますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。評価に必要な根拠となる資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもありますので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

Q100 評価の申請を行った大学が、提出期限より前に、機構に自己評価書等を仮提出した場合、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書等の仮提出は受付けていませんが、自己評価書等の作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

Q101 法科大学院の「目的」は、どのくらい具体的に書けばよいのか。

A 機構の評価は各法科大学院の「目的」を踏まえて実施することから、機構の評価担当者は第三者の視点で、「目的」に記載されていることを通じて対象法科大学院の個性や特色を把握しますので、そのことに留意の上、具体的に記載していただくことが求められます。

また、自己評価書に記載された「目的」は、原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので、字数制限の範囲内及び指定されたフォントで記載してください。

Q102 教員組織調査に係る提出資料について、「資料4 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得た授業科目の概要が分かる資料」とあるが、当該法科大学院に採用される以前に、他の法科大学院において教員審査の結果（判定P可）を得ている場合、資料4を提出する必要があるのか。

A 文部科学省大学設置・学校法人審議会の教員審査において法科大学院の設置の際に判定された結果（判定P可）を得ていることを、「資料1：教員組織調査対象教員一覧」の備考欄に記入する場合は、判定結果を得た授業科目の概要がわかる資料（シラバス）を、資料4として提出してください。

Q103 期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。

A 評価においては、成績評価について、適切な成績評価基準が設定されているか、学期末試験等の試験問題の内容が法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準、内容

であるか、成績評価基準に基づいて厳格な成績評価が実施されているかなどを分析・確認するために、対象法科大学院に対して、シラバス、開講した授業科目の成績分布データ、成績評価基準、指定した授業科目の期末試験問題の提出を求め、訪問調査において、その試験問題に対する答案を分析・確認します。また、期末試験以外の小テストやレポート等についても、それらの割合の合計が成績評価において3割程度以上の考慮要素となっている場合には必要に応じて提出を求めることとしています。

なお、成績評価については年度を通じた取組を確認する必要があることから答案等については、評価実施前年度分を確認することを基本とし、評価実施年度にカリキュラムの変更などにより成績評価基準が変更された場合などは、必要に応じて当該年度に実施されている試験の答案等を確認することとしています。

Q104 自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。

A 「基準に係る状況」は、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述してください。その際、「基準に係る状況」の記述において、解釈指針との対応が明確になるよう解釈指針ごとに整理して記述するなど工夫してください。また、基準及び解釈指針に定める内容が、どのような取組や措置等として実施されているかなどを具体的かつ明確に記述してください。

ただし、用語の定義をしている解釈指針については、「基準に係る状況」において記述する必要はありません。

Q105 基準に係る状況については、自己評価書提出時における自己評価の結果を記述することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）。

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 評価は、原則として、現在の状況（カリキュラムについては、評価実施年度の入学者に適用されるもの）を対象として行うものであることから、基準に係る状況については当該評価実施年度6月末までの間の自己評価の結果を記述するものとしています。

ただし、評価項目や各法科大学院の状況等に応じて必要があれば、過去の経緯や状況なども含めて記述してください。その場合にどの程度までさかのぼるかについては一概には言えないため、事情に応じて各法科大学院の判断で記述してください。

なお、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等については、原則として、評価の対象とはなりません。

Q106 自己評価の根拠となる資料・データ等については、本文中に記載又は別添として提出することになっているが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。

A 機構の評価においては、第三者の立場から、自己評価書に記述された状況について、根拠となる資料・データ等により確認・分析しますので、根拠となる資料・データ等は、

自己評価書に記述された状況が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。

なお、評価において、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。

Q107 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているが、かなり多くの資料を貼付してもかまわないのか。

A 不必要に多数の資料が貼付されたり、別添で提出されたりすると、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響が出ることも考えられますので、根拠となる資料・データ等は大量になりすぎることのないようご協力ください。なお、分析のために、書面調査段階で必要不可欠と考えられる資料等が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることもあります。

また、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への貼付又は別添での提出が不適切である資料等は、例示として提出可能な範囲を自己評価書に貼付し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えることが可能です。

Q108 自己評価書の電子媒体を提出する際、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンングで自己評価書の電子媒体に貼り付けなければならないのか。

A 根拠となる資料・データ等については、自己評価書の本文に貼付するか、又は別添として提出することになっていますので、紙媒体でしか存在しない資料等でスキャンングで転載することが難しい資料等は、自己評価書の本文に貼付する必要はなく、別添として紙媒体で提出することが可能です。

なお、紙媒体で自己評価書に別添として提出する資料・データ等は、用紙を折り込んだりするなど、A4サイズの様式内に収めてください。

Q109 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を貼付する箇所が複数になる場合には、どのように貼付すべきか。

A 同じ根拠資料・データ等を各々の箇所に貼付する必要はなく、例えば資料を前掲している場合は、「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かるようにしてください。また、根拠資料・データ等を別添にする際にも、自己評価書の本文中の関連する箇所すべてに、「資料〇〇の△△ページ参照」と明記するなど、どの部分が根拠となるのかが分かるようにしてください。

Q110 自己評価書に記述されたすべての取組や活動が、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 評価においては、各基準を満たしているか否かを判断するために、自己評価書に記述された取組や活動など、すべての内容について基準ごとに分析・調査を行います。

ただし、評価報告書においては、評価基準に適合しているかどうか、基準を満たして

いるかどうかの判断結果及びその根拠理由を記述するとともに、法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を「指摘事項」として抽出し、記述しますので、自己評価を行った取組や活動すべてについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

V その他

Q111 評価の検証はどのように行われているのか。

A 機構は、認証評価を透明性の高い開かれた評価とするために、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえつつ、常に評価の在り方について検証し、必要な改善を図ることとしています。

このため、毎年度の評価終了後に評価担当者や対象法科大学院にアンケートを実施しています。これらのアンケート等に基づき、評価の有効性、適切性についての検証を実施し、評価の内容、方法等の改善に役立てています。

また、その検証結果は「検証結果報告書」としてとりまとめ、対象法科大学院に送付するとともに、機構ウェブサイトにおいて公表しています。

Q112 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、説明願いたい。

A 大学機関別認証評価は学校教育法第109条第2項に基づき実施されるものであり、一方、法科大学院認証評価は同法第109条第3項に基づき実施されるものです。したがって、認証評価機関としての認証は別に行われるとともに、評価基準等は各々別に定められており、両者は基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

Q113 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。

A 自己評価担当者等に対する研修においては、自己評価書の作成等に関して説明を行っています。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を担当する方等の参加を想定しています。上記の研修の目的にかんがみ、参加者の選定に関しては、各法科大学院の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q114 自己評価担当者等に対する研修に、機構に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。

A 自己評価担当者等に対する研修は、主として、機構に評価の申請を行った法科大学院を対象としていますが、申請を行っていない法科大学院についても、希望があれば参加可能です。

Q115 「自己評価実施要項」において、「専門委員は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、」とあるが、大学は必ず推薦しなければならないのか。また、推薦しなかった場合、不利益を受けることがあるのか。

A 機構は、「新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持・向上を図るため」（中教審答申）という法科大学院認証評価制度の目的を達成するため、「ピア・レビュー

ーを中心とした評価」を基本的な方針の1つとして掲げ、評価を実施しています。そのためには、各大学及び関係団体等のご理解とご協力が大変重要となります。評価担当者の推薦についても、できる限りご協力をお願いいたします。もっとも、推薦しなかった場合にも不利益を受けることはありません。

Q116 評価部会はどのような構成なのか。

A 評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会を設置し、その下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。評価担当者は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、機構の運営委員会等の議を経て決定します。ただし、評価を受ける法科大学院に関係する評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

Q117 評価担当者に対する研修はどのような内容で実施されるのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関が負担するのか。

A 評価担当者に対する研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

研修に伴う旅費や宿泊費については、機構が委嘱している委員であるため、機構が負担することとしています。

Q118 評価実施手引書において、機構における基準ごとの分析・調査の際に、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとあるが、判断保留のまま、評価結果が確定するのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の段階で行われる判断であり、「判断保留」となっている基準等については、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により分析・調査を行い、機構が評価結果（案）を対象法科大学院へ通知する段階までに、各基準を満たしているか否かの判断を行います。その上で、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断しますので、各基準について判断保留のまま評価結果を確定することはありません。

Q119 「自己評価実施要項」の「Ⅳ 評価の実施方法」の「（２）評価方法」に記載されている、訪問調査において確認する「書面調査では確認することのできなかった事項等」とは、具体的にどのような事項を想定しているのか。また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で収集することを想定しているのか。

A 「書面調査では確認することのできなかつた事項等」とは、実際に現地に行かなければ確認できない内容（教育現場の視察や学習環境の状況調査、外部に持ち出すことが適当でない資料・データ等）を指しています。

また、「機構が独自に収集する資料・データ等」とは、機構が評価を実施する上で、法科大学院における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等、一般に公表されている資料・データ等を指しています。

Q120 修了生が訪問調査時の面談に出席するために必要な旅費等の経費は、各法科大学院が負担するのか。

A 訪問調査における各面談対象者の旅費等の経費については、対象法科大学院でご負担願います。